

登記相談サービス予約制のご案内

前橋地方法務局では、お客様の待ち時間の解消を図り、より効率的な行政サービスを提供するため、群馬県内全ての登記所において登記相談の予約サービスを実施しています。

ご相談を希望する登記所の窓口またはお電話にて、ご希望の日時をお知らせください。

予約及びお問合せ先

☆不動産登記の相談☆

前橋地方法務局	027-221-4428
高崎支局	027-322-6315 (音声ガイダンス1番)
桐生支局	0277-44-3526
伊勢崎支局	0270-25-0758
太田支局	0276-32-6100 (音声ガイダンス2番)
沼田支局	0278-22-2518
富岡支局	0274-62-0404
中之条支局	0279-75-3037
渋川出張所	0279-22-0242

☆会社・法人登記の相談☆

前橋地方法務局	027-221-8106
---------	--------------

相談を受ける際のご注意とお願い

- ◆相談時間は**20分以内**とさせていただきます。
- ◆窓口備付けの「登記相談票」に必要事項をご記入して、担当者の案内があるまでお待ちください。
- ◆相談では、登記申請書の書き方や必要とする書類についての説明をさせていただきます。
登記申請書の審査は行いません。
- ◆相談の際は、現在の登記事項が確認できる書類をご持参願います。
例：登記事項証明書又は登記事項要約書等
- ◆登記申請書は、ご自身で作成することになります。
- ◆司法書士・土地家屋調査士等の資格を有しない方が、他人から依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請を行う行為は、法律に違反する場合がありますので、ご注意ください。

前橋地方法務局